

令和2年7月21日

「給付金・豪雨関連消費者ホットライン」の開設について

独立行政法人国民生活センターでは、令和2年5月から「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関する相談を受け付けてきたところです。今般の令和2年7月豪雨を受け、「給付金・豪雨関連消費者ホットライン」に変更し、下記のとおり消費生活に関する相談を受け付けます。

これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

記

- 電話番号：**0120-213-188**^{い や や} <フリーダイヤル（通話料無料）>
※「050」から始まるIP電話からはお受けできません。
※おかけ間違いにご注意ください。

- 窓口開設日時：令和2年7月21日（火）12時
※上記日時までは新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関連した消費者トラブルのみ受け付けております。
- 相談受付時間：10時～16時<土日祝日含む>
- 対象：①新型コロナウイルス感染症対策の給付金等又は②令和2年7月豪雨に関連する消費者トラブル
- 対象地域：①新型コロナウイルス給付金関連：全都道府県
②令和2年7月豪雨関連：長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県（この地域以外からはつながりません）

想定される相談例

- ・「市民生活センター」を名のるところから、給付金手続のためにデータ処理費用が必要というメールが届き、支払ってしまった。
- ・国から認められたという怪しい損害保険申請代行業者が訪問してきた。

※対象地域以外の方や対象外の消費者トラブルについては、最寄りの消費生活センター等をご案内する消費者ホットライン（188番）におかけください（通話料有料）。

○問合せ先
消費者庁 地方協力課
TEL：03-3507-9175 担当：平島、和田
FAX：03-3507-9286
国民生活センター 相談情報部
TEL：03-3443-1208 担当：丸山、佐藤